

神奈川県高校生等奨学給付金（国公立高等学校等 全日制・定時制・通信制）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等に在学する高校生等の保護者等が負担する授業料以外の教育に必要な経費に対し、奨学のための給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（1）高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、次に掲げる高等学校等

ア 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）の設置する高等学校等

イ 地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下同じ。）の設置する高等学校等

（2）高校生等

次に掲げるいずれかの要件を満たす者。

ただし、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者を除く。

ア 法第3条に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の支給を受ける資格を有する者を除く。）

イ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定。以下「学び直し支援金に係る補助金交付要綱」という。）第3条に規定する学び直し支援金の補助要件を満たす者（特別支援学校の高等部に通う者を除く。）

ウ 法第3条第2項第3号に規定する保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められない者に該当する場合又は学び直し支援金に係る補助金交付要綱第3条第1項第8号に該当しない場合であって、別紙2に定める家計急変世帯への支援の対象となる世帯の者

(3) 保護者等

法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項及び同法施行規則第2条第2項に規定する保護者等とする。

(支給を受けることができる世帯の資格)

第3条 高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）の支給を受けることができる世帯は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 神奈川県内に保護者等が住所を有する世帯

(2) 7月1日現在（第5条第2項の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都民税を含む。以下同じ。）所得割及び市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）所得割が非課税である世帯（以下「非課税世帯」という。）

(3) 7月1日現在（第5条第2項の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在）、高等学校等に高校生等が在籍している世帯

ただし、7月以降に入学することが定められている高等学校等の入学者は、当該入学時期の状況により判断する。また、7月1日現在、休学している高校生等は、当該年度の11月30日までに復学している場合に限り支給するものとする。

(奨学給付金の支給)

第4条 神奈川県教育委員会は、毎年度、予算の範囲内において、前条に該当する世帯の保護者等に対して、次に掲げる授業料以外の教育に必要な経費に充てることを条件に、奨学給付金を支給する。

教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費等

(奨学給付金の額)

第5条 奨学給付金の額は、次の各号の区分に応じた額とする。

(1) 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等

高等学校等に通う高校生等

1人当たり年額 32,300円

(2) 非課税世帯に扶養されている高校生等（前号の場合を除く。）

ア 通信制以外の高等学校等に通う高校生等

1人当たり年額 143,700 円

イ 通信制の高等学校等に通う高校生等

1人当たり年額 50,500 円

2 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、第1項第2号の金額に高校生等1人当たり 64,800 円を加算して支給する。

（支給の回数）

第6条 支給の回数は、一人の高校生等につき年1回、次の各号の区分に応じた回数を上限とする。

(1) 全日制の高等学校等に通う高校生等 通算3回

ただし、第2条第2号イに該当する場合は、この回数に加えて1回支給することができるものとする。

(2) 定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等 通算4回

ただし、第2条第2号イに該当する場合は、この回数に加えて最大で2回まで支給することができるものとする。

（奨学給付金の申請）

第7条 奨学給付金の支給を受けようとする世帯の保護者等は、電子申請（神奈川県電子申請システムを利用した申請）又は高校生等奨学給付金受給申請書（第1号様式）に、次の書類を添付して、原則として学校長を経由して神奈川県教育委員会に提出するものとする。

(1) 生活保護受給世帯

ア 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第2号様式）又は生業扶助の措置状況がわかる証明書

イ 奨学給付金の支給にあたり振込先として指定する金融機関口座が確認できる書類

(2) 非課税世帯

ア 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類又は保護者等全員の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号）がわかる書類

イ 奨学給付金の支給にあたり振込先として指定する金融機関口座が確認できる書類

- 2 前項に規定する添付書類のうち、就学支援金又は学び直し支援金の申請等と重複する書類は提出を省略することができるものとする。

(学校長の確認)

第8条 保護者等が行う前条第1項の申請には、7月1日現在在学した学校に納付する授業料以外の納付金等（以下「納付金等」という。）に未済がないことについて、7月1日現在在学した学校の長の確認を要するものとする。

(委任状)

第9条 前条において、納付金等に未済があるときは、保護者等は、奨学給付金を当該未済に充てることについて、学校長に委任するものとする。

- 2 前項に規定する委任をする場合にあっては、保護者等は、奨学給付金を学校長に支払うことについて、神奈川県教育委員会に委任するものとする。

(支給の認定)

第10条 神奈川県教育委員会は、第7条の申請を受理したときは、その内容を審査し、支給の認定又は不認定の決定をするものとする。

- 2 神奈川県教育委員会は、支給の認定を決定したときは、高校生等奨学給付金支給決定通知書（第3号様式）を、支給の不認定の決定をしたときは、高校生等奨学給付金不支給決定通知書（第4号様式）を、保護者等に通知するものとする。

(支給の方法)

第11条 神奈川県教育委員会は、前条第1項の規定により支給の認定を決定した保護者等に対して奨学給付金を支給するものとする。ただし、納付金等に未済があり、第9条に規定する委任があったときは、未済の額を上限として、奨学給付金を学校長に支給するものとする。

(支出負担行為の委任)

第12条 第4条の奨学給付金の支給について、7月1日現在在学した学校が神奈川県立学校である場合は、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第19条第1項第9号の規定により、7月1日現在在学した神奈川県立学校の長に支出負担行為を委任するものとし、この要綱の規定中「神奈川県教育委員会」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 新入生に対する一部給付の早期化（前倒し給付）については、別紙1により取扱うものとする。

2 家計急変世帯への支援については、別紙2により取扱うものとする。

この要綱に定めるもののほか、奨学給付金の支給に関し必要な事項は、就学支援金及び学び直し支援金の取扱いに準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月17日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年7月21日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月2日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月19日から施行し、令和7年6月13日から適用する。

新入生に対する一部給付の早期化（前倒し給付）について

1 概要

低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生のうち4～6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）の前倒し給付を希望する者に対して、前年度の課税証明書等及び4月1日現在の状況に基づき、4～6月分相当額の給付を行うことができるものとする。

この場合、7月～翌年3月分に相当する額（以下「7～3月分相当額」という。）は、当該年度の課税証明書等及び7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。

2 対象世帯について

(1) 生活保護受給世帯の新入生について

ア 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、第3条第2号に定める「生活保護受給世帯」であることについて、4月1日現在の生業扶助の措置状況を証明書により確認し、第5条第1項第1号に定める単価に4分の1を乗じた額を給付することとする。

イ 7～3月分相当額の給付については、7月1日現在の生業扶助の措置状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。

ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に基づく給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

(2) 非課税世帯の新入生について

ア 新入生に対して4～6月分相当額の前倒し給付を行う場合は、第3条第2号に定める「非課税世帯」であることについて、前年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類により確認し、第5条第1項第2号に定める単価に4分の1を乗じた額を給付することとする。

イ 7～3月分相当額の給付については、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額を給付することとする。

ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に基づく給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

ウ 7～3月分相当額の給付について、当該年度の課税証明書等に基づき判定した結果、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税でないことを理由に高校生等奨学給付金の対象とならない世帯において、7月2日以降に家計が急変し、申請のあった場合は、別紙2に定める家計急変世帯への支援の対象とする。

その際、家計急変の発生した日の属する月の翌月1日現在（家計急変の発生した日が月の初日の場合は当該日）の状況に基づく給付額から4～6月分相当

額を差し引く必要はないが、第 5 条に定める単価を超えて給付することはできない。

3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の高校生等奨学給付金の取扱いと同様とする。

この場合、7 月 1 日現在の状況によることとしているものについては、4～6 月分においては 4 月 1 日現在の状況によることとする。

家計急変世帯への支援について

1 概要

家計急変により保護者等の収入が減少した世帯に対して、高校生等奨学給付金の給付額に反映されるまでの間、家計急変世帯への支援として、高校生等奨学給付金の給付を行うことができるものとする。

2 対象世帯について

- (1) 家計急変による経済的理由から、第3条第2号に定める「非課税世帯」に相当すると認められる者を対象とする。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている場合は、補助対象としない。生業扶助が措置されていないことの確認は、誓約欄により行う。
- (3) 給付額及び家計の状況の確認

ア 新入生に対する前倒し給付を行わない場合及び在校生の場合

- (ア) 7月1日以前に家計が急変し、12月15日（12月15日が県の休日（神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その翌日）までに申請のあった者には、第5条第1項第2号に定める単価を給付する。
- (イ) 7月2日以降に家計が急変し、12月15日（12月15日が県の休日に当たるときは、その翌日）までに申請のあった者には、第5条第1項第2号に定める単価に家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は家計急変の発生した日の属する月。以下同じ。）から3月までの月数を乗じた額を12で除した額を給付する。
- (ウ) (ア)・(イ)いずれの場合も、原則として、申請時における最新の家計の状況を確認する。

イ 新入生に対する前倒し給付を行う場合

- (ア) 4月1日以前に家計が急変し、6月30日までに申請のあった者には、第5条第1項第2号に定める単価に4分の1を乗じた額を給付する。
- (イ) 4月2日以降に家計が急変し、申請のあった者には、アと同様の取扱いにより給付する。
- (ウ) (ア)・(イ)いずれの場合も、申請時における最新の家計の状況を確認する。

ウ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、第5条第1項第2号の金額に高校生等1人当たり64,800円を加算して支給する。

- (4) 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

3 事務処理等について

上記のほか、事務処理等については通常の高校生等奨学給付金の取扱い（新入生に対する前倒し給付を行う場合は、前倒し給付の取扱い）と同様とする。

この場合、7月1日現在の状況によることとしているものについて、家計急変支援においては、原則として、家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は当該月）の1日現在の状況によることとする。

なお、2(3)ウの場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在の状況によることとする。

4 家計の状況の確認方法について

家計の状況の確認方法は次のとおりとする。

(1) 確認書類

高校生等奨学給付金を受けようとする者が、①保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類、③保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類を提出する。

（確認書類の例）

- ①離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など
- ②課税証明書等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後）
- ③扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

(2) 収入基準

上記の書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、以下の表により判断する。

＜所得割合算額の見込が非課税の世帯の例＞

世帯構成	年収見込
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満
6人世帯	3,704,000 円未満
7人世帯	4,140,000 円未満
8人世帯	4,576,000 円未満

※上記に該当しない世帯の例は、別に定める。

(3) 年収見込額の推計等

- ・災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはしない。
- ・年収見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。
- ・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

3 か月の平均給与月額×12 月